

2022 年国連環境総会 閣僚宣言

「持続可能な開発の実現に向けた自然への取組の強化」(環境省作成日本語概要)

- 世界中のプラスチック汚染を終わらせるため、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際約束策定のための政府間交渉委員会の設立を決定したことを歓迎する。(パラ 3)
- 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)の調査結果に深い懸念を示し、人類史上前例のない、生物多様性の地球規模の減少と生息地の分断を止めることが緊急に必要なことを強調する。(パラ 6)
- 自然の価値を評価する革新的かつ包括的なアプローチを通じて、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資するために資金の流れを再調整する。(パラ 9)
- エジプトにおける国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議を成功させ、気候変動に取り組むためのグローバルな行動を更に強化することにコミットする。(パラ 11)
- 野心的かつ変革的なポスト 2020 生物多様性枠組を生物多様性条約第 15 回締約国会議第二部で採択するよう求める。(パラ 12)
- 経済と生活の活性化及び貧困の終焉を目指し、内包的で持続可能な復興とグリーンかつ公正な移行を推進することにコミットする。(パラ 14)
- 国連生態系回復の 10 年へのコミットメントを再確認し、生物多様性にとって特に重要な地域に焦点を当て、生態系の損失、劣化及び分断を止めるために、あらゆるセクター及び政府レベル、並びに政府間で取り組む(パラ 15)
- 自然資源の保全と持続可能な利用・管理を促進し、資源効率と循環型経済の政策アプローチを含め、政策立案において自然の評価と自然関連リスクの評価の適切な方法を適用することにより、持続可能な消費と生産パターンを推進することにコミットする。(パラ 16)
- 森林破壊と森林劣化を削減し、劣化した土地、土壌、生態系の保護、保全、持続可能な管理、回復によって、生態系を活用したアプローチと自然を活用した解決策を促進、強化する。(パラ 17)
- 気候変動、生物多様性及び汚染に関する効果的な行動及び政策立案のための最善の科学の重要性を認識し、この重要な 10 年間に緩和、適応及び資金に関する野心と行動を強化することの緊急性を強調する。(パラ 18)
- 持続可能な開発のための重要な手段として、国による強固な執行を伴う包括的な土地・水利用計画を推進し、持続可能な生産とバリューチェーンへの投資を促すようなビジネス環境の整備を支援するための国際協力を奨励する。(パラ 19)
- セクターを超えた新しく革新的なパートナーシップを追求し、さらに、全ての関係者を巻き込み、自然のための行動を展開し、環境に対する根強い負の長期トレンドを逆転させることにコミットする。(パラ 22)
- 強化された食料安全保障と回復力を提供しイノベーションを促進する観点から、他の政府及び地域の関係者並びに民間セクターと連携し、セクター及び政府のレベルを超えて協力すること

ことにコミットする。(パラ 24)

- 国連環境計画事務局長に対し、ストックホルム+50 国際会議の事務局長として、この宣言を国連環境会議の意見として同会議へ提出することを要請する。(パラ 28)